

韓国における営業秘密の保護

2012年 5月

李京蘭 (R a n a L E E) 弁理士

rana@ezpat.com



EZPATENT-EZPEX

目次



韓国における営業秘密保護の体系



営業秘密保護法による保護



産業技術保護法による保護



従業員と営業秘密の保護



特許及び営業秘密侵害訴訟と営業秘密の保護

F I T W

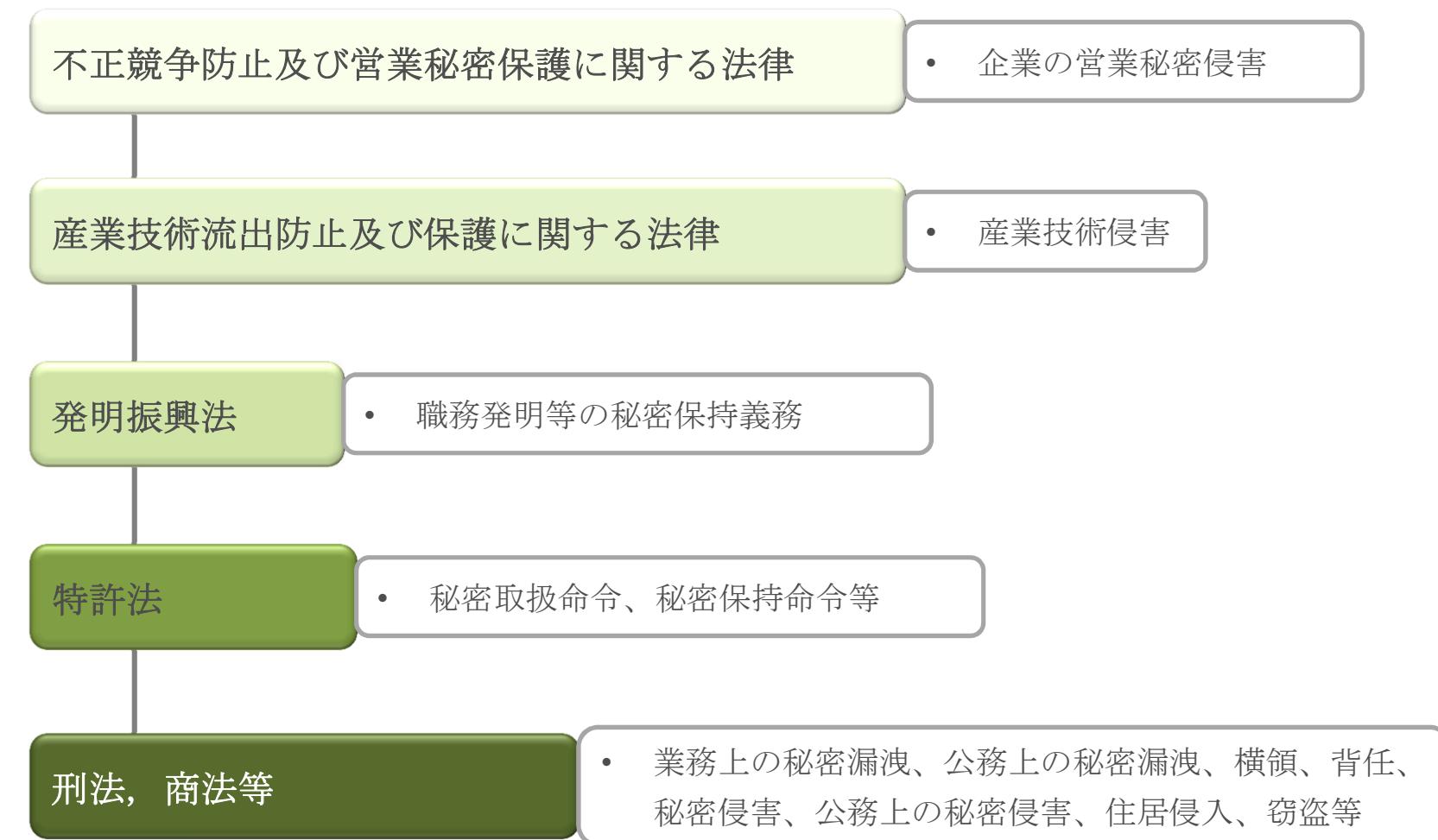


韓国における営業秘密保護の体系

WWW.EZPAT.COM



韓国における営業秘密保護の体系



営業秘密保護強化の傾向（1）

2004年以降

・ 不当利得還収制度

- 2004年以前：営業秘密侵害行為に対し1億ウォン以下の罰金で、経済的制裁が微弱
- 2004年以降：法律第18条第1項及び第2項“誰でも不正の利益を得たり、企業に損害を与える目的でその企業に有用な営業秘密を取得・使用又は第3者に漏洩した者は、その財産上利得額の2倍～10倍に相当する罰金を附加可能”
- 営業秘密侵害者が得た経済的利益を徹底的に還収し、営業秘密侵害に対する経済的誘因除去

・ 営業秘密侵害主体の拡大

- 企業の役員又は職員 → 誰でも

・ 営業秘密保護対象の拡大

- 営業秘密の刑事的保護範囲：“技術上の営業秘密” → “営業秘密”
- 経営上の営業秘密に拡大

・ 刑事处罚を強化

- 親告罪条項の廃止
- 未遂・予備陰謀罪の新設
- 両罰規定の新設：営業秘密侵害事犯のみならず組織や企業も处罚
- 刑罰規定の強化；7年以下の懲役→10年以下の懲役に強化

営業秘密保護強化の傾向（2）

2010年以降

- 国家R&D参与制限根拠法律に昇格
- 科学技術基本法 第11条の2(国家研究開発事業に対する参与制限等)
 - 第1項第2号 “正当な手続きなしに研究開発内容を国内外に漏洩したり流出した場合”

• 国家R&D有关機関の保安対策樹立義務の新設

- 科学技術基本法 第11条の5
 - 知識財産権による保護: “中央行政機関の長は、保護する価値のある国家研究開発事業の成果物が国外に流出されないように知識財産権の設定等で保護するよう積極支援すべきである”
 - 保安対策樹立の義務: “中央行政機関の長及び国家研究開発を遂行する研究機関の長は、国家研究開発事業の結果物及び研究遂行中に生産された成果物等が外部へ流出されないように保安対策を樹立・施行しなければならない。”
- 保安管理、実態点検等
 - 中央行政機関の長は、関係機関の長と共同で保安管理実態を点検
 - 改善措置 一 研究機関長は3ヶ月以内に後続措置の結果報告
- 研究機関長
 - 研究機関の自体保安対策樹立
 - 外国政府、機関又は団体訪問（予定）時、中央行政機関長及び国家情報院長に報告義務

F I T W



営業秘密保護法による保護

WWW.EZPAT.COM



営業秘密保護法による保護

目的

- ・企業の営業秘密保護による健全な取引秩序を確立
- ・企業の新たな技術経営情報の研究開発活動促進

営業秘密侵害行為

ガ

不正な取得.
公開. 使用

ナ

不正取得者から
悪意取得. 公開. 使用

ダ

不正取得者から
善意取得後に悪意使用

ラ

秘密保持義務者の
公開. 使用

マ

不正公開者から
悪意取得. 公開. 使用

バ

不正公開者から
善意取得後に悪意使用

営業秘密侵害行為-不正取得について

ガ

- 窃取、欺罔、脅迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下、“不正取得行為”という)、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは公開(秘密を保持しつつ特定の人に知らせることを含む。以下、同じ)する行為

ナ

- 営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないでその営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは公開する行為

ダ

- 営業秘密を取得した後その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその営業秘密を使用し、若しくは公開する行為

営業秘密侵害行為-不正公開について

ラ

- 契約関係等により営業秘密を秘密として保持する義務のある者が、不正の利益を得る目的で、又は営業秘密の保有者に損害を加える目的でその営業秘密を使用し、若しくは公開する行為

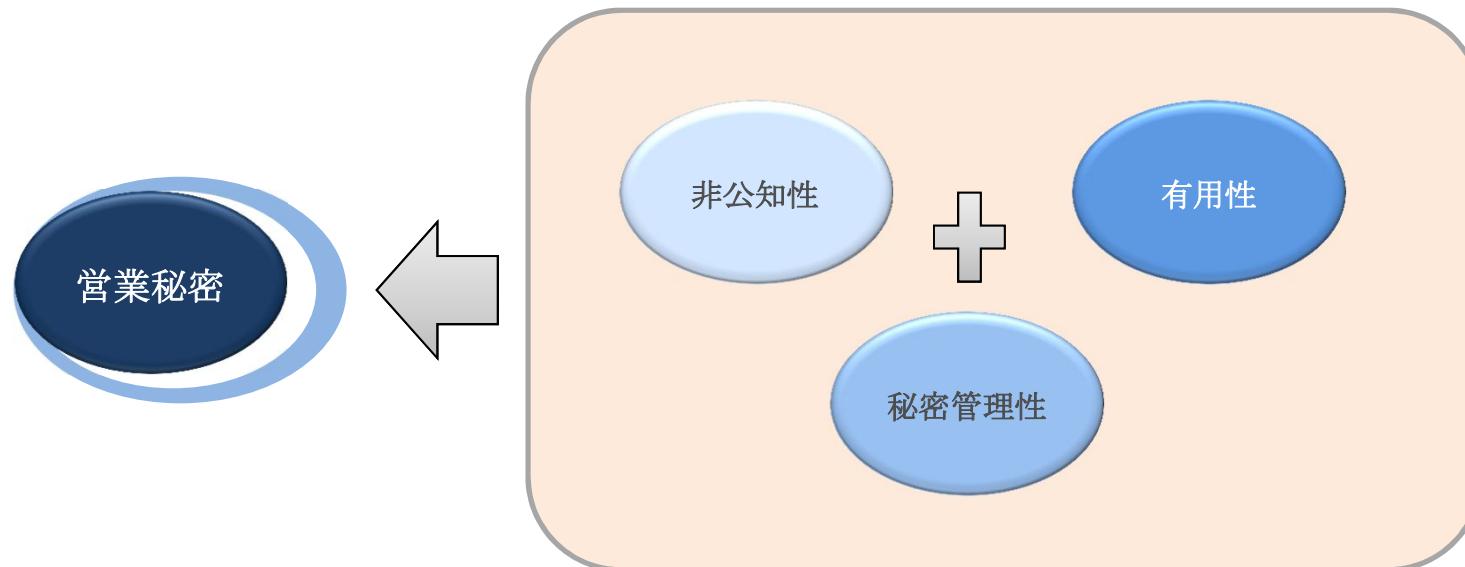
マ

- 営業秘密が“ラ”号の規定により公開された事実若しくはその公開行為が介在したこと知って、若しくは重大な過失により知らないでその営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは公開する行為

バ

- 営業秘密を取得した後にその営業秘密が“ラ”号の規定により公開行為があったこと若しくはその公開行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその営業秘密を使用し、若しくは公開する行為

営業秘密保護法による保護-保護要件



- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号
 - “営業秘密”とは、公然と知られていないもので独立した経済的価値をもつものであって、相当な努力により秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。

営業秘密保護法による保護 - 侵害救済

民事的救済

- ・ 侵害差止及び予防請求権
- ・ 損害賠償請求権
- ・ 信用回復請求権

刑事的救済

- ・ 外国への流出 : 10年以下の懲役、又は財産上利得額の2倍～10倍の罰金
- ・ 国内での流出 : 5年以下の懲役、又は財産上利得額の2倍～10倍の罰金
- ・ 懲役と罰金の併科可能

善意者特例

- ・ 善意者: 営業秘密の取得当時その営業秘密が不正に公開された事実又は営業秘密の不正取得行為や不正公開行為が介在した事実を重大な過失なく知らずにその営業秘密を取得した者
- ・ 取引により善意者が取引により許容された範囲内で営業秘密を使用し、又は公開する行為は非侵害

営業秘密侵害の民事的救済

差止請求権

- 侵害差止請求/侵害予防請求
- 侵害組成物等廃棄請求：付帯請求として侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に供した設備の除去、その他の必要な措置の請求可能
- 時効：侵害行為及び侵害者を知った日から 3 年
 - 侵害行為の開始日から 10 年

損害賠償請求権

- 故意又は過失
- 損害賠償額の推定
 - 侵害品の販売数量 × 権利者の利益率
 - 侵害者の利益額、通常受けられる金額
 - 法院(裁判所) 裁量による算定

信用回復請求権

- 故意又は過失
- 営業上の信用が失墜した場合
- 損害賠償に代へ又は損害賠償と共に請求可能

その他

- 転業禁止の仮処分申請
- 誘引採用禁止の仮処分申請
- 営業秘密侵害禁止の仮処分申請等

F I T W



産業技術保護法による保護

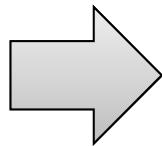
WWW.EZPAT.COM



産業技術保護法による保護

目的

- ・ 産業技術の不正な流出を防止
- ・ 産業技術保護



- ・ 国内産業の競争力強化
- ・ 国家の安全保障及び国民経済の発展

保護手段

- ・ 国家核心技術制度の運営
 - ・ 指定、変更、解除手続きの制度化
 - ・ 保護措置樹立
 - ・ 輸出承認/申告手続き
- ・ 産業技術の流出及び侵害行為禁止
 - ・ 侵害禁止請求権
 - ・ 産業技術侵害申告
- ・ 国家核心技術及び産業技術関連者に法律上の秘密保持義務を付与
- ・ 営業秘密ではなくても保護される—刑事処罰

国家核心技术

定義

- 国内外市場において、技術的・経済的な価値が高く、または関連産業の成長潜在力が高くて、海外に流出されると国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与えるおそれがある産業技術であって、‘産業技術の流出防止及び保護に関する法律’第9条(国家核心技术の指定・変更及び解除等)により指定された産業技術

選定基準

- 国家安保及び国民経済に及ぼす波及効果
- 関連製品の国内外市場における占有率
- 当該分野の研究動向及び技術拡散との調和等

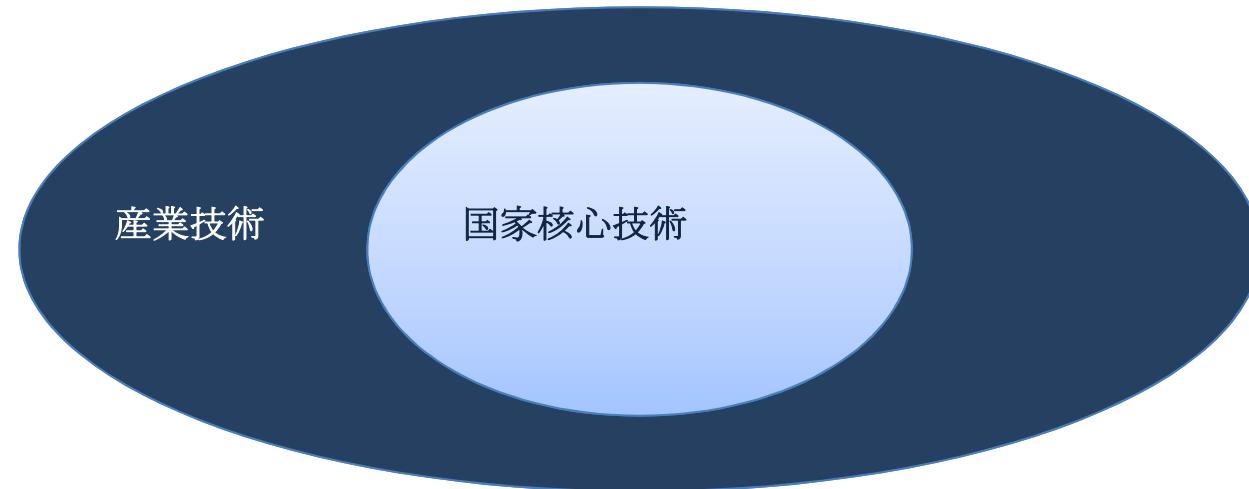
2012年 1月 国家核心技术

計	電気電子	自動車	鉄鋼	造船	原子力	情報通信	宇宙	生命工学
58	8	8	6	7	4	17	5	3

産業技術

定義

- ・ 製品又は用役の開発・生産・普及及び使用に必要な諸般の方法ないし技術上の情報のうち、関係中央行政機関の長が所管分野の産業競争力の強化等のために法律又は当該法律で委任した命令に従い指定・告示・公告・認証する技術



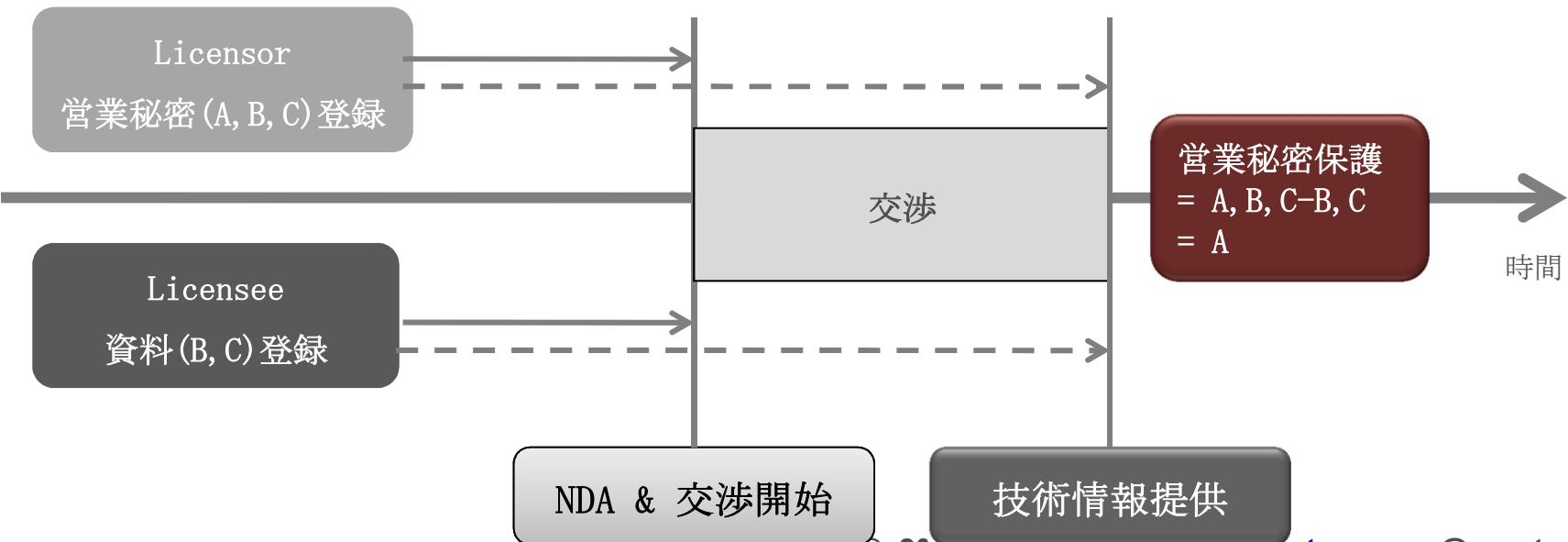
産業技術保護法上の秘密保持義務者

- 対象機関の役員、職員
 - 対象機関とは：産業技術を保有している企業・研究機関・専門機関・大学等
 - 教授、研究員、学生を含む。
- 国家核心技術の指定、変更及び解除業務を遂行する者
- 国家核心技術の輸出及び海外引受・合併等に関する事項を検討したり事前検討、調査業務を遂行する者
- 産業技術等に関する侵害行為の受け付け及び防止等の業務を遂行する者
- 産業技術保護協会にて相談業務又は実態調査に従事する者
- 産業技術の保護及び管理現況に対する実態調査業務を遂行する者
- 産業保安技術開発事業者に雇用され産業保安技術研究開発業務を遂行する者
- 産業技術紛争調整業務を遂行する者
- 産業技術保護に関連して知識経済部長官の権限の一部の委任・委託を受けて業務を遂行する者

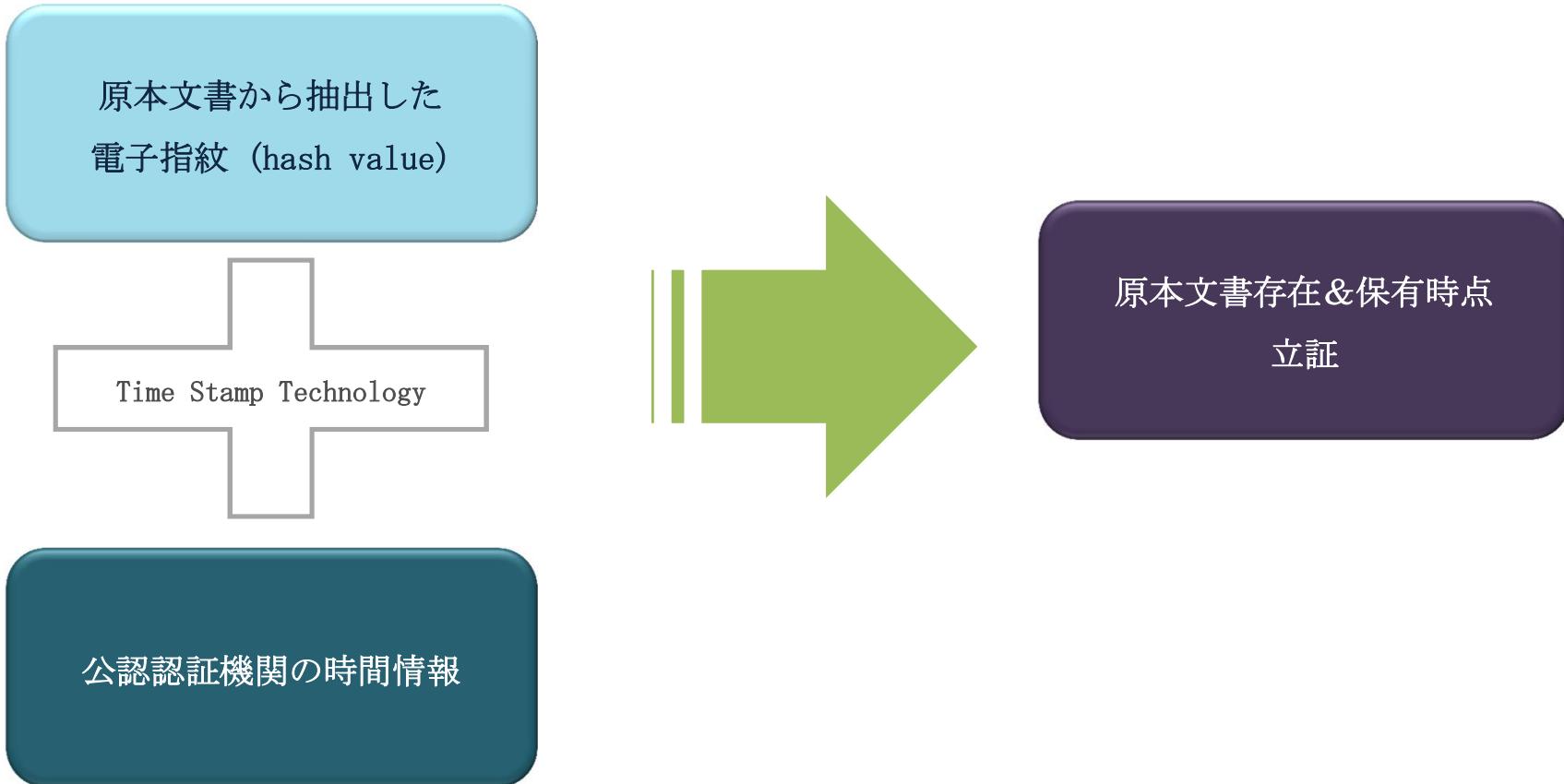
技術移転と営業秘密保護 - TO KOREA

交渉の前に

- ライセンシー(Licensee)は、営業秘密を保護する意志や体系を持っているか?
- NDA(Non-Disclosure Agreement): 秘密保持契約書
- 営業秘密の存在及び日付に関する立証資料確保
 - 営業秘密存在の可否に関する紛争予防のために、ライセンシーも交渉の前に既に持っている技術情報の存在及び日付に関する立証資料を用意することを要請する。



営業秘密原本証明サービス



営業秘密原本証明サービス

特許情報院

<http://www.tradesecret.or.kr>

特徴

- ・ 公共機関サービス
- ・ 電子指紋及び公認時間情報を利用
- ・ 原本を提出する必要はない
- ・ 多様な電子ファイル支援 - ハングル、MSワード、イメージ、動画等
- ・ 時間や場所の制約がない - インタネット・アクセス可能

サービス及び料金

原本登録

- ・ 基本 10,000ウォン/件(新規登録の際)
- ・ 維持 3,000ウォン/件、年(保管期間満了前に賦課及び納付)
- ・ 割増し維持 9,000ウォン/件、年 (追納期間 : 6ヶ月)
- ・ サイト方式の割引率を適用可能
- ・ 追納期間経過後は、原本（電子指紋）登録資料廃棄

原本検証

- ・ オンラインで原本検証:無料
- ・ 提出用原本検証書発給:30,000ウォン/件

技術導入と営業秘密保護 - FROM KOREA

技術導入の形態

- ・ 技術導入契約
- ・ CROSS-LICENSE 契約
- ・ M&A 等

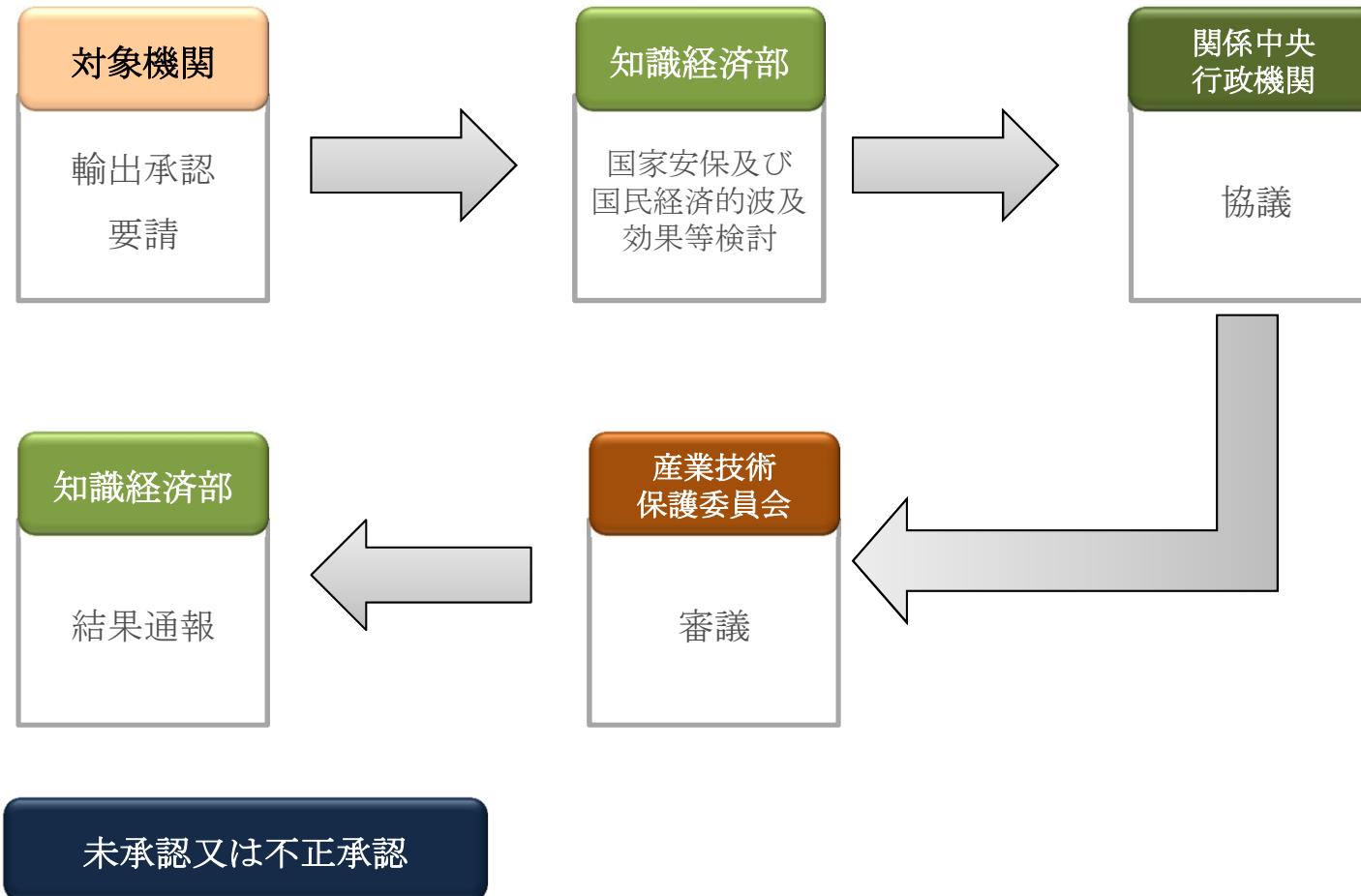
技術導入時の営業秘密関連の危険性

- ・ 輸出承認対象が国家核心技术である場合、輸出承認拒否可能性
- ・ 国家核心技术であり、輸出申告が必要となる場合
- ・ 産業技術侵害禁止の対象となる危険性
- ・ 既に知っている技術を、KNOWHOWとして費用の支払いの可能性

RISKの低減

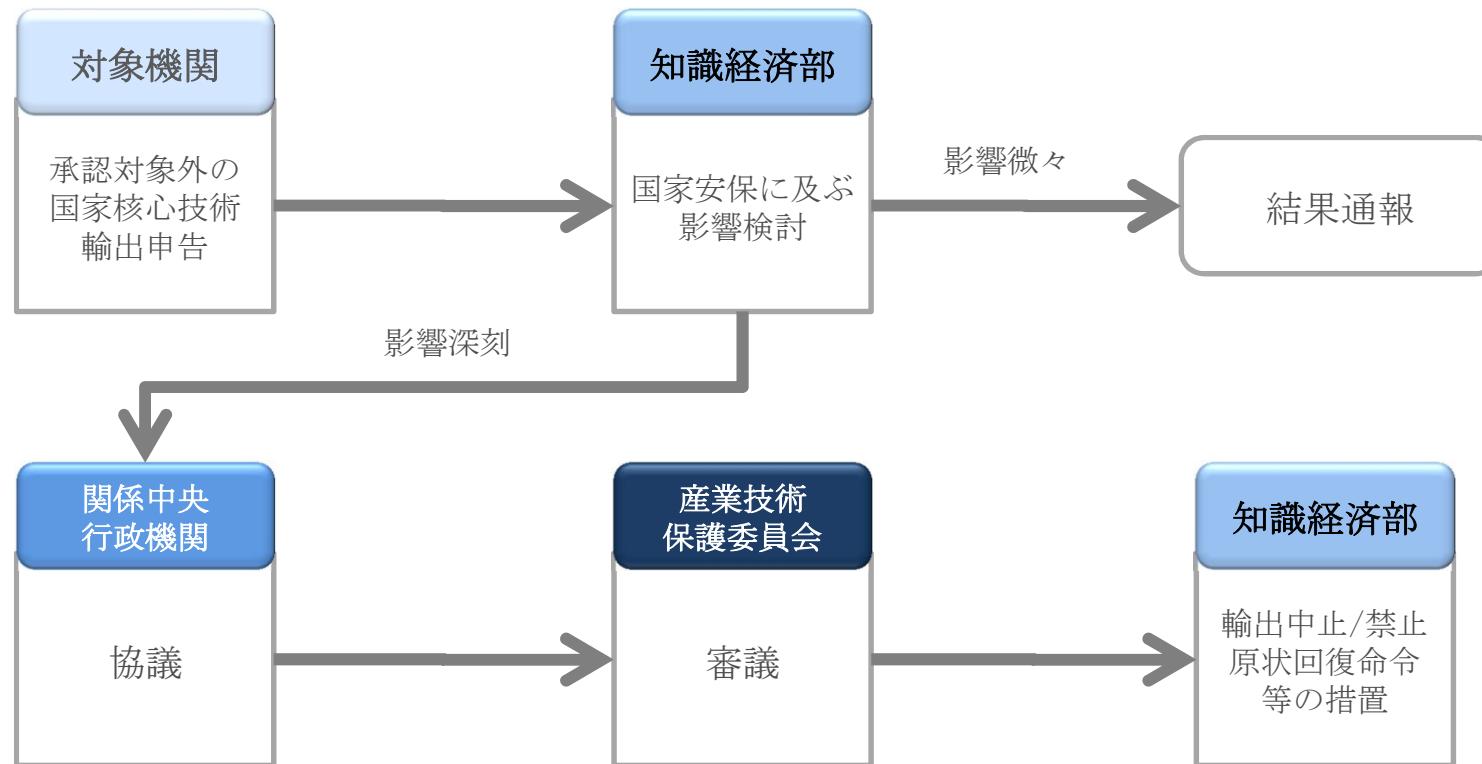
- ・ 国家核心技术及び産業技術の確認
- ・ 表明保証条項 (representation and warranty) の活用：“... 当該技術は、韓国産業技術の流出防止及び保護に関する法律に規定する産業技術又は国家核心技术に該当するものではなく...”のような文言を挿入
- ・ 国家核心技术である場合、承認手続き/申告手続き履行
- ・ 技術導入交渉の前に、既に持っている技術方法に関する存在及び日付の立証資料確保

国家核心技术の輸出承認手続き



- 情報捜査機関の長に捜査を依頼し、捜査結果を委員会に報告した後、委員会での審議を経て当該国家核心技术に対して輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置を命令できる。

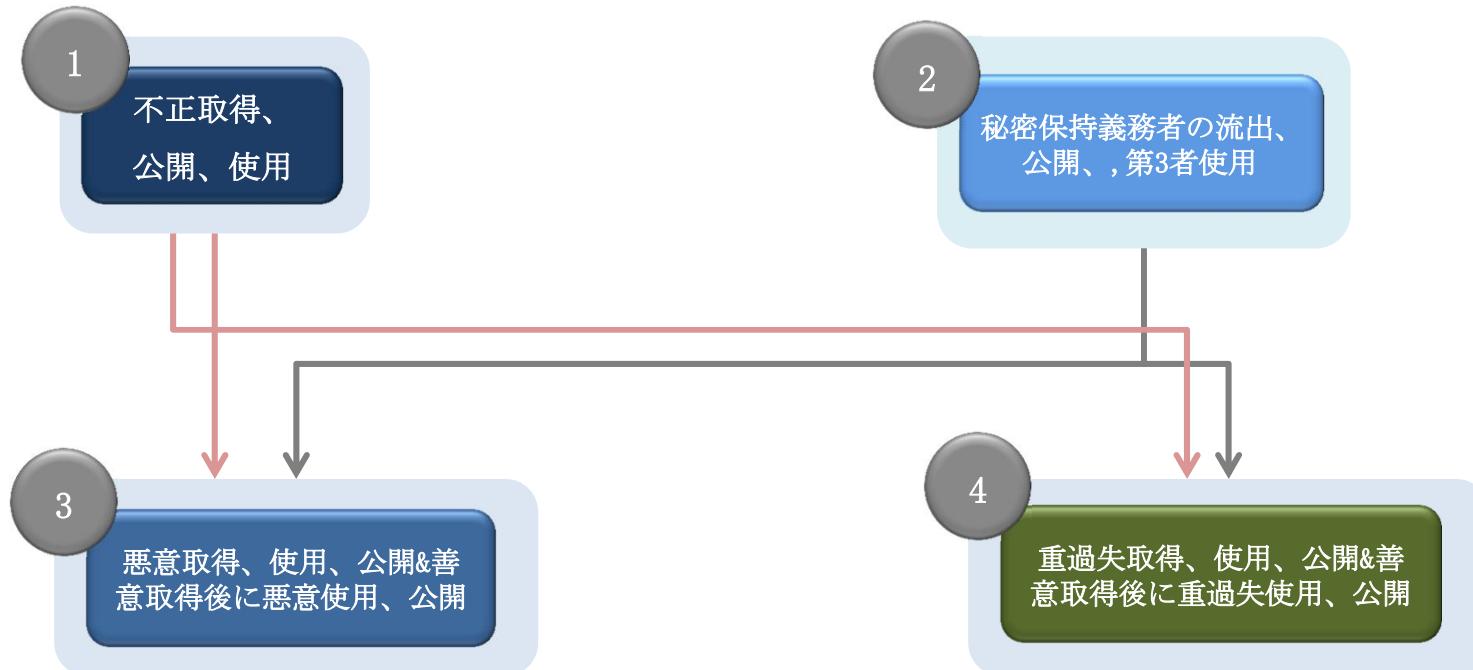
国家核心技术の輸出申告手続き



未申告又は虚偽申告

- 情報捜査機関の長に 捜査を依頼し、捜査結果を委員会に報告した後、委員会の審議を経て当該国家核心技术の 輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置を命令できる。

産業技術侵害行為



- 公開は秘密を保持しつつ特定人に知らせることを含む。

産業技術侵害行為

1

窃取・欺罔・脅迫その他の不正な方法により対象機関の産業技術を取得する行為又はその取得した産業技術を使用し、若しくは公開する行為

2

規定又は対象機関との契約等により産業技術に対する秘密保持義務のある者が不正の利益を得たり、その対象機関に損害を与える目的で流出し、又はその流出した産業技術を使用し若しくは公開したり、第3者に使用させる行為

3

第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在したことを知ってその産業技術を取得・使用及び公開したり、又は産業技術を取得した後にその産業技術に対して第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在したことを知ってその産業技術を使用し若しくは公開する行為

4

第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在したことを重大な過失により知らないでその産業技術を取得・使用及び公開したり、又は産業技術を取得した後にその産業技術に対して第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在したことを重大な過失により知らないでその産業技術を使用し若しくは公開する行為

国家核心技术保有企業の海外引受、合併等

海外引受合併申告の義務

- 国家から研究開発費の支援を受け開発した国家核心技术を保有している対象機関が、海外引受・合併、合作投資等の外国人投資を行おうとする場合は、知識経済部長官に予め申告しなければならない。
- 対象機関は、外国人により海外引受・合併等が行われていることを知った場合、直ちに知識経済部長官に申告しなければならない。

海外引受合併の中止・禁止・原状回復等

- 海外引受合併による国家核心技术の流出が国家安保に深刻な影響を与え得るとされる判断した場合には、関係中央行政機関の長と協議した後に委員会の審議を経て海外引受・合併等に対して中止・禁止・原状回復等の措置を命ずることができる。

海外引受合併の事前検討申請制度

- 事前検討申請制度：海外引受・合併等を行おうとする者は、当該海外引受・合併等について疑問があるとき、知識経済部長官に事前に検討を申請することができる
- 事前検討項目
 1. 当該国家核心技术が国家安保と関係があるか否か
 2. 当該海外引受・合併等が第1項及び第2項の規定による申告対象であるか否か
 3. その他に、当該海外引受・合併等に関する疑問事項

産業技術侵害に対する救済

産業技術侵害
禁止請求権

- 侵害禁止請求/侵害予防請求
- 侵害組成物等廃棄請求:付帯請求として侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他の必要な措置を請求可能
- 時効:侵害行為及び侵害者を知った日から 3 年
 - 侵害行為の開始の日から 10 年

産業技術
侵害申告等

- 申告対象:産業技術侵害行為、国家核心技術の輸出関連の違法行為、輸出禁止等の命令違反行為
- 申告主体:国家核心技術及び産業技術保有対象機関の長
- 受け付け:知識経済部長官及び情報捜査機関の長
- 知識経済部長官及び情報捜査機関の長は、申告による要請がある場合、又は禁止された行為を認知した場合は、必要な措置をとる。

- 損害賠償請求権及び信用回復請求権を別に規定していないため、一般の不法行為理論に基づいて民法上の要件を満たす場合のみ請求可能

産業技術侵害等に関する刑事的救済

刑事処罰

- 外国流出: 10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金
- 国内流出: 5年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金
- 故意ではなく重過失である場合: 3年以下の懲役又は3億ウォン以下の罰金
- 秘密漏洩者: 5年以下の懲役又は10年以下の資格停止、若しくは5千万ウォン以下の罰金
- 未遂犯処罰
- 懲役刑と罰金刑の併科可能

財産没収

- 犯罪行為から得た財産は没収し、没収ができない場合は加額を追徴

予備陰謀罪

- 産業技術の外国への流出等の罪を犯す目的で予備又は陰謀した者: 3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金
- 産業技術の流出等の罪を犯す目的で予備又は陰謀した者: 2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金
- 故意がある場合のみ処罰し、重過失に対しては予備陰謀罪を適用しない。

両罰規定

- 違法行為をした個人及び当該法人の両方とも処罰する。
- 例外: 法人等が違反行為を防止するために、当該業務に対して相当の注意や監督をした場合

F I T W



従業員と営業秘密の保護

WWW.EZPAT.COM



従業員等の職務発明

特許を受ける権利

- 原則: 発明をした発明者又はその承継人

職務発明

- 定義:

- (1) 従業員等がその職務に関して発明したものが
- (2) 性質上使用者等の業務範囲に属し、
- (3) その発明をした動機となった行為が従業員等の現在又は過去の職務に属する発明

- 予約承継可能:

- 予め使用者等に特許等を受ける権利や特許権等を承継したり、又は使用者等のために専用実施権を設定するようする契約や勤務規定がある場合に限り、従業員の意思に反して発明に対する権利の承継を主張することができる。
- 事前予約承継規定がない場合: 従業員の意思に反して権利承継を主張することはできない。
- 使用者の通常実施権: 従業員等が特許を受けた場合、又は従業員の特許を受ける権利を承継した者が特許を受けた場合は、当該特許に対する通常実施権を持つ。
- 従業員の職務発明完成の事実を通知する義務: 通知時点は、通知書が使用者に到達した時点（到達主義）、通知方法は文書主義（電子文書可能）
- 使用者の承継可否通知:
 - 使用者等は通知を受けた日から4ヶ月以内に承継可否を通知
 - 使用者が不承継意思を通知する場合、従業員に権利帰属
 - 通知義務解除: 自由発明と見做す。
- 職務発明補償: 従業員等は職務発明に対して特許等を受ける権利や特許権等を、契約あるいは勤務規定により使用者に承継したり、専用実施権を設定した場合は、正当な補償を受ける権利を持つ。

従業員の職務外の発明

職務外の発明:自由発明、業務発明等

- 特許を受ける権利：
 - 従業員等に原始的に帰属する。
- 発明完成の事実通知の義務：なし。従業員等が自由意思で通知することは可能
- 事前予約承継規定等：
 - 職務発明外の発明について、予め企業が特許を受ける権利や特許権を承継することは無効
 - 職務発明外の発明について、企業のために専用実施権を設定するようとする契約や勤務規定をおくことも、当該条項は無効

従業員発明の営業秘密保護

承継 & 未出願職務発明

- 従業員等は、使用者等が職務発明を出願するまでその発明の内容に関する秘密を維持しなければならない。
- 承継した後、出願が留保された場合にも職務発明の補償は行われるべきである。

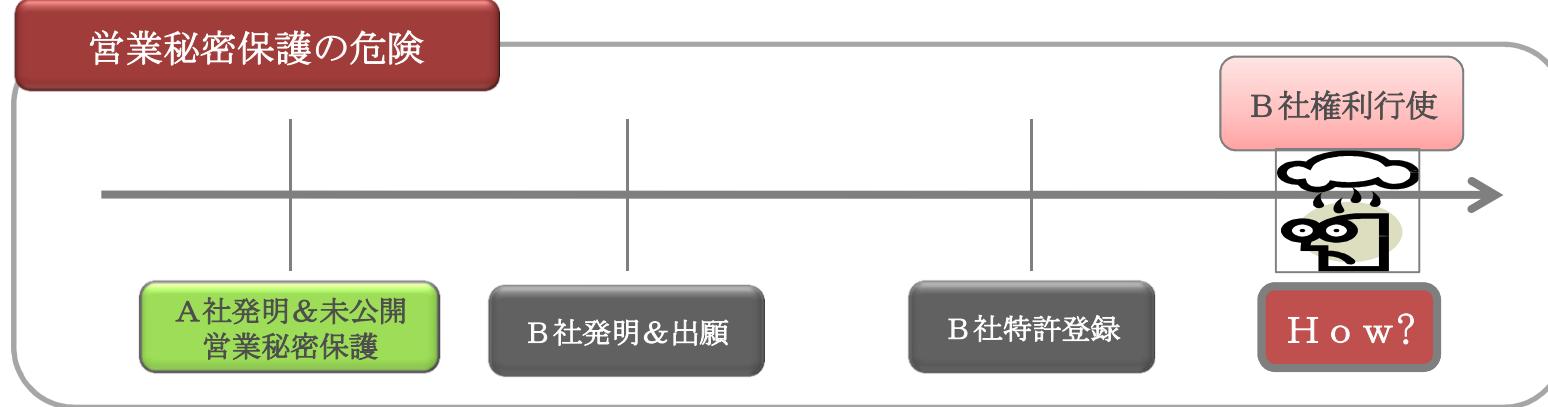
承継を放棄した職務発明

- 従業員に対する秘密保持義務はない(発明振興法第19条但書)。
- 営業秘密として保護するためには承継するべきである(承継放棄が営業秘密保護の要件の一つである秘密管理性を否認する事実として認められる可能性がある。)。
- 他の法律による秘密保持義務がある場合、従業員の秘密保持義務が消滅したと見ることはできない。

従業員の秘密保持義務違反

- 営業秘密保護法上民事・刑事上の責任**
- 背任罪:**他人のために事務をする者がその任務に背く行為をして財産上利益を取得し、又は第3者が利益を取得するようにして委託者本人に損害を加えることにより成立する。
 - 任務違背行為:事務の内容、性質等具体的な状況に照らして法律の規定、契約の内容あるいは信義則上に当然行うべく期待された行為をせず、若しくは当然行うべきではない行為をすることにより、本人との間の信任関係に違背する一体の行為を含む。

先使用権の確保



特許法第103条

- 先使用による通常実施権: 特許出願の際に、その特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をし、又はその発明をした者から知得して国内でその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内で、その特許出願された発明に対する特許権について通常実施権を有する。
- 立証困難

先使用権の立証資料の例示

- 確定日付公証
- 販売秘密原本証明サービス：特許情報院
- 技術任置制度



競業禁止約定

競業禁止約定

VS.

職業選択の自由



最高裁判例 2009ダ82244

- 使用者と労働者との間に競業禁止約定が存在するとしても、その約定が憲法上保障された労働者の職業選択の自由と労働権等を過度に制限し、又は自由な競争を過度に制限する場合は、民法第103条に定めた「善良な風俗、その他の社会秩序に反する法律行為として無効となる」と判示

競業禁止約定の有効性判断基準

- 保護する価値のある使用者の利益：‘営業秘密’に限定されず、営業秘密には至らないが当該使用者のみが有している知識あるいは情報であって、これを第3者に漏らさないことを労働者と約定したことや顧客関係あるいは営業上信用の維持もこれに該当する。
- 労働者の退職前の地位：
- 競業制限の期間・地域及び対象職種: 営業秘密存続期間以上を制限することはできない。
- 労働者に対する対価の提供有無: 対価は直接的なものに限定されない。
- 労働者の退職経緯
- 公共利益及びその他の事情等を総合的に考慮

経歴エンジニアを採用する場合

以前職場の営業秘密に対する侵害の可能性

- 経歴エンジニアを従業員として採用する場合、当該従業員が営業秘密侵害行為をし、そのような行為があったことを知って、若しくは知らないことに対して重過失がある場合は、従業員を採用した会社も営業秘密保護法上責任を負うことになる可能性がある。

営業秘密侵害危険の減少方案 一採用時

- 従業員から陳述及び署名受領
- 陳述内容：従業員は、新たな雇用関係を締結することに当たって、いかなる障害もなく、その以前に締結された全ての契約、約定等を違反しないとの陳述書に署名をもらつておく必要がある。この陳述書には、さらに、前職場や第3者の営業秘密あるいは秘密情報を使用しない、若しくは暴露しないということを含めるようにする。

F I T W



特許及び営業秘密侵害訴訟と営業秘密保護

WWW.EZPAT.COM



訴訟当事者外の閲覧等制限

民事訴訟法第163条

- 裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中秘密が記載された部分の閲覧若しくは複写、裁判書若しくは調書中秘密が記載された部分の正本・謄本若しくは抄本の交付を請求できる者を、訴訟の当事者だけに限定することができる。

閲覧等制限対象

- 当事者の私生活についての重大な秘密、又は第3者に閲覧等を許容すると、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 営業秘密

手続き等

- 訴訟記録閲覧等制限の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで第3者は秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。
- 取消決定可能: 訴訟記録を保管している裁判所は、利害関係を疏明した第3者の請求があるときは訴訟記録閲覧等制限事由が存在しない、又は消滅したとの理由で、閲覧等制限決定を取消することができる。
- 閲覧等制限に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 閲覧等制限に関する取消決定は、確定してから効力を発する。

秘密保持命令制度の導入

Why?

- 韓米FTA (Free Trade Agreement)により、裁判所は、特許侵害訴訟、不正競争行為訴訟、営業秘密侵害訴訟等において、当事者が提出した準備書面等に営業秘密が含まれ、当該営業秘密が公開されることにより当事者の営業に支障を生ずるおそれがある場合等には、当事者の申立てにより、決定で、当該営業秘密を知ることになった者に訴訟遂行以外の目的で営業秘密を使用する行為等をしないことを命ずることができる秘密維持命令制度を導入した。
- 訴訟当事者による営業秘密侵害の防止

施行

2012年3月15日

訴訟上の秘密保持命令

全ての訴訟?

- 特許侵害訴訟:権利範囲確認審判?
- 不正競争行為及び営業秘密侵害に関する訴訟

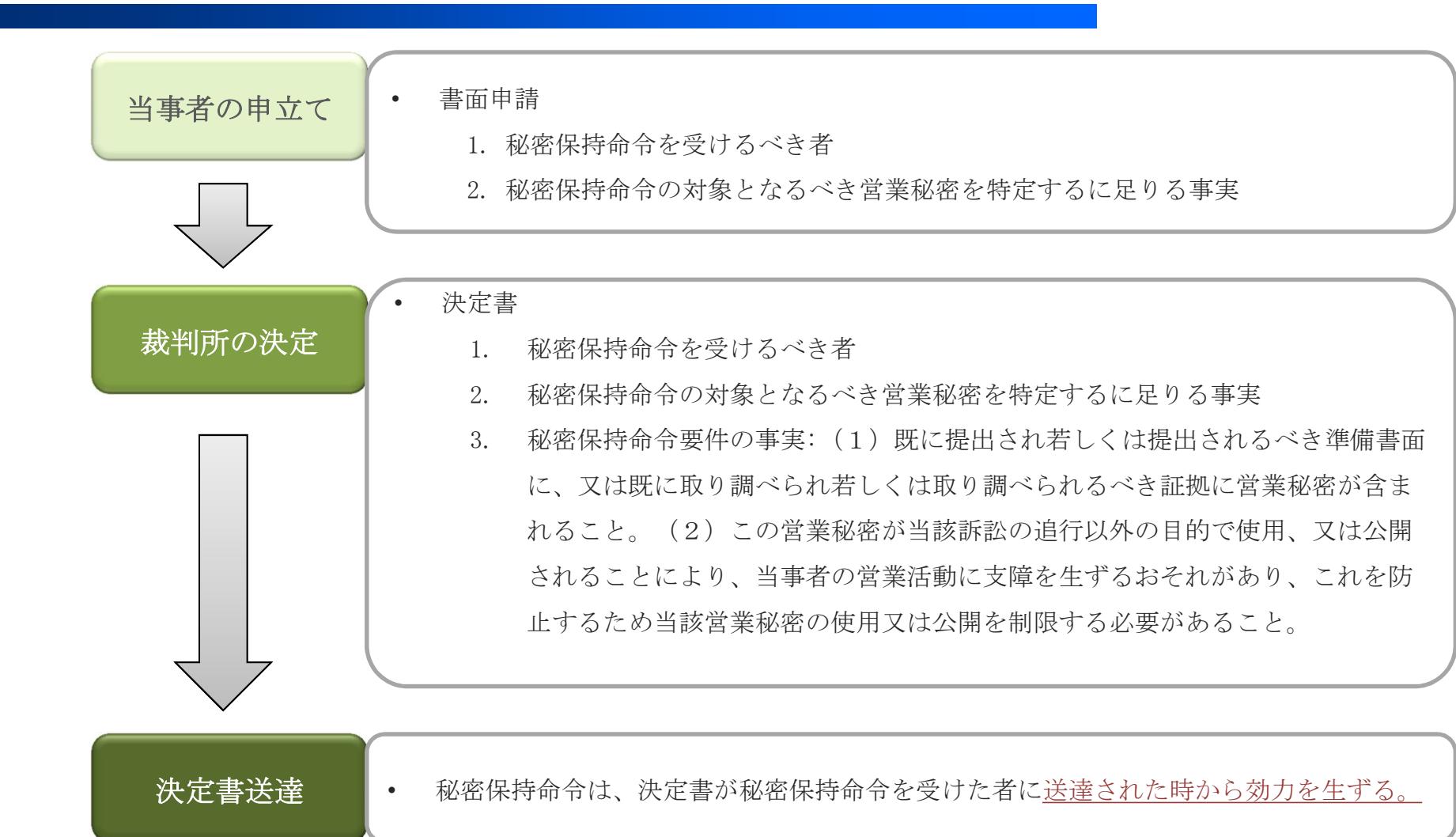
秘密保持命令の要件

1. 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面、又は 既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠に営業秘密が含まれること。
2. 第1号の営業秘密が当該訴訟の遂行以外の目的のために使用、又は公開されると当事者の営業に支障を与えるおそれがあり、これを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があること。

秘密保持命令の例外

- 秘密保持命令申立てのときまでに、他の当事者等が準備書面の閲覧や証拠の取調べ以外の方法により、既にその営業秘密を取得していた場合。

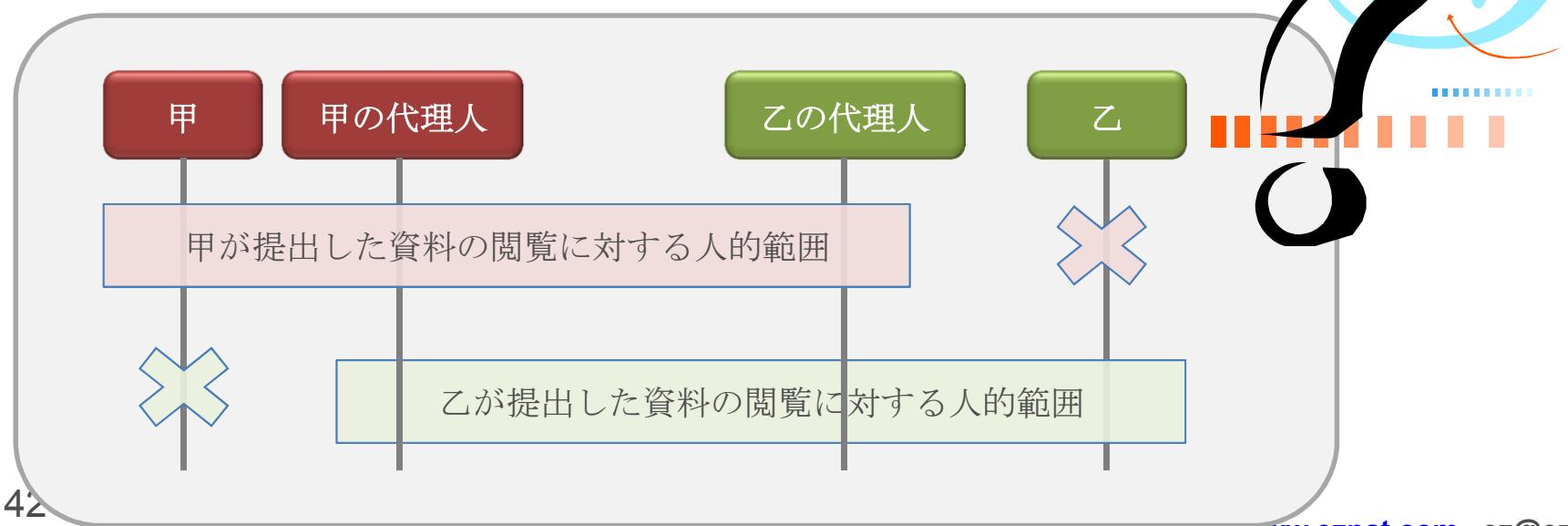
秘密保持命令の手続き



秘密保持命令を受けるべき者

- ・他の当事者、法人の場合にはその代表者
- ・当事者のために訴訟を代理する者
- ・その他当該訴訟により営業秘密を知った者

- ・訴訟上提出する必要はあるが、当該資料を相手に知らせたくない場合はどうすればいい？



秘密保持命令の効力

秘密保持命令違反罪

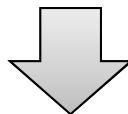
- 国内外において、正当な事由なく、秘密保持命令に違反した者は5年以下の懲役若しくは5千万ウォン以下の罰金に処する。
- 親告罪**：秘密保持命令違反罪は、秘密保持命令を申し立てた者の告訴がなければ、公訴を提起することができない。

訴訟記録閲覧等の請求通知等

- 当事者のうち、秘密保持命令を受けていない者から、秘密保持命令が発せられた訴訟の秘密記載部分に対する閲覧等の請求があった場合
 - 裁判所は当該事実を、閲覧制限を申立てた者に通知
 - 裁判所は閲覧申立て日から2週間、又は当該当事者に対する秘密保持命令の申立てが確定するまで、閲覧を制限する。
- 例外：閲覧申立てをした当事者の全員が閲覧に同意する場合

秘密保持命令の取消し

取消しの
申立て

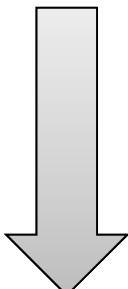


- ・ 誰が？:秘密保持命令を申立てた者又は秘密保持命令を受けた者
- ・ 秘密保持命令の要件が欠如し、若しくは欠如となった場合
- ・ どこに？:訴訟記録を保管している裁判所又は秘密保持命令を発した裁判所

裁判所の裁判



決定書送達等



- ・ 裁判所は、秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合は、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。
- ・ 秘密保持命令を取消す裁判をした裁判所は、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに秘密保持命令を取消す裁判をした事実を通知しなければならない。

取消しの
効力発生

- ・ 秘密保持命令を取消す裁判は、確定により発効する。



THANK YOU !

www.ezpat.com



特許法人理智 所長弁理士
(株) E Z P E X 代表取締役
国家知識財産委員会の委員(現)
国家科学技術委員会運営委員(前), 知識財産専門委員(現)
知識経済部 電子取引紛争調整委員
特許庁 産業財産権紛争調整委員
漢陽大学校兼任教授、ソウル大学校&K A I S T出講
大韓弁理士会副会長、第9代女性弁理士会会长(前)
KPAA, APAA, LES, AIPPI 会員
rana@ezpat.com



ありがとうございました

ご質問等ございましたら、下記までお気軽に
お問い合わせください

RYUKA国際特許事務所
〒163-1522
東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー22階
TEL: 03-5339-6800
FAX: 03-5339-7790
E-Mail: cases_from_jp@ryuka.com